

令和5年9月7日招集

令和5年

第6回若桜町議会定例会会議録

(令和5年9月7日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	上川 恭子		
書記	伊賀 忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第83号 専決第7号	専決処分の承認について 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	原案承認
2	議案第84号 専決第8号	専決処分の承認について 若桜町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	原案承認
3	議案第85号 専決第9号	専決処分の承認について 若桜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	原案承認
4	議案第86号 専決第10号	専決処分の承認について 簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	原案承認
5	議案第87号	令和4年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
6	議案第88号	令和4年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
7	議案第89号	令和4年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
8	議案第90号	令和4年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
9	議案第91号	令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
10	議案第92号	令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
11	議案第93号	令和4年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
12	議案第94号	令和4年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

1 3	議案第 9 5 号	令和 4 年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
1 4	議案第 9 6 号	令和 4 年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
1 5	議案第 9 7 号	令和 4 年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
1 6	議案第 9 8 号	令和 5 年度若桜町一般会計補正予算（第 3 号）	原案可決
1 7	議案第 9 9 号	令和 5 年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
1 8	議案第 100 号	令和 5 年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
1 9	議案第 101 号	令和 5 年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
2 0	議案第 102 号	令和 5 年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
2 1	議案第 103 号	若桜町特別医療費助成条例の一部改正について	原案可決
2 2	議案第 104 号	若桜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
2 3	議案第 105 号	若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
2 4	議案第 106 号	令和 5 年度若桜町一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
2 5	議案第 107 号	令和 5 年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
2 6	議案第 108 号	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決
2 7	議案第 109 号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
2 8	議案第 110 号	若桜町監査委員の選任について	原案同意
2 9	議員提出議案 第 6 号	若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決

令和5年第6回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	令和5年9月7日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応招議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番		10番	山根政彦
不応招議員				
出席議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番		10番	山根政彦
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	小林 貴之
	総 務 課 長	山口由企夫	町 民 課 長	川戸 康之
	企画政策課長	谷本 剛	福祉保健課長	藤原 祐二
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	地域整備課長	竹本 英樹
	税 務 課 長	下石 裕美	経済産業課長	中島 毅彦
	代表監査委員	谷口 秀昭	地籍調査課	矢部 広一

令和5年9月議会定例会
会議の顛末
(本会議 9月7日)

議長（山根政彦）

皆さん、おはようございます。
ただ今の出席議員数は9人です。
定足数に達していますので、令和5年第6
回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。
議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおり
です。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則
第125条の規定により、議長において、小
林誠議員、中尾理明議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月21日ま
での15日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なし)
異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月21日ま
での15日間に決定しました。

日程第3

「諸般の報告」をします。
会議関係諸般の報告は印刷してお手元に配
布のとおりです。
朗読は省略します。
次に、議員派遣報告を行います。
令和5年6月定例会において議決し派遣を
決定いたしました議員派遣について、報告書
が提出されています。

議会報告第17号 令和5年度鳥取県町村
議会広報研修会につきましては、印刷をして
お手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

次に、常任委員会に付託した請願等につい
て報告します。

8月28日までに受理した請願等は、お手
元に配布の請願等文章表のとおりで、会議規
則第92条第1項の規定により、請願第15
号は、総務産業教育民生常任委員会に審査を付
託しました。

続いて、町長からの行政報告事項は、報告
第4号 令和4年度若桜町財政健全化判断比
率等の報告についてで、お手元に配布のとおり
です。

朗読は省略します。

日程第4

議案第83号 専決処分の承認について、専
決第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例
の一部改正について、議案第84号 専決処
分の承認について、専決第8号 若桜町技能労務職
員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
改正について、議案第85号 専決処分の承認
について、専決第9号 若桜町企業職員の給与
の種類及び基準に関する条例の一部改正につ
いて、議案第86号 専決処分の承認について、
専決第10号 簡易水道事業に勤務する職員
の給与の種類及び基準に関する条例の一部改
正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

皆さん、おはようございます。今年は全国
で記録的な猛暑が続いていますが、鳥取県に
おきましても熱中症警戒アラートの発令が9
月5日まで、おとといまでに42回と、昨年
の17回を大きく上回っております。

こうした中、お盆のさなかの8月の15日、
台風7号が鳥取県東・中部を直撃し、鳥取県
佐治町、八頭町私都地区などで河川や道路、
農業施設や林道などに大きな爪痕を残しまし
た。県によりますと、先月末時点で被害額は
234億円以上と、過去20年の自然災害で

最大、復旧予算は250億円を超え、過去最大規模となる見込みです。

本町では幸い大規模な災害とはなりませんでしたが、菴米谷を中心に河川や道路、農地や林道などで被災が確認されており、復旧額の調査を行っているところでございます。金額が固まり次第、予算を上げさせていただきたいと思っております。このたびの台風で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本日ここに、令和5年第6回若桜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、令和5年度一般会計補正予算及び諸議案のご審議をいただきますことに感謝を申し上げます。

本町内におきましては、交通死亡事故ゼロを継続しておりますが、7月14日で5,000日に達しました。平成21年11月4日を最後に、現在まで13年10か月間継続しており、これは県内では断トツの1位でございます。今後とも、交通安全協会や郡家警察署としっかり連携をして、交通事故のない安心安全な地域づくりに取り組んでまいります。

この夏は、町内で人気番組の収録が相次ぎました。NHKの「鶴瓶の家族に乾杯」では、鶴瓶さんと女優の小池栄子さんが町内各所で町民の皆さんとの「ぶっつけ本番」の掛け合いを楽しまれました。多くの町民の方が番組に登場され、この話題で町内が盛り上がりました。こうして番組を通して、町の魅力を全国に発信していただくことで、若桜町民としての連帯意識や誇りを確認し、共有する場となったのではないかと思います。

また、盆過ぎには、日本海テレビの「冠ルーヤ」の収録が行われました。これは、お笑い芸人「ガンバレルーヤ」の2人が地域の魅力を掘り起こす移住番組で、町の魅力を移住者目線でたっぷり収録されました。こちらは9月下旬から10月中旬にかけて、4回に分けて放送される予定です。

さて、本年は、昭和29年に旧若桜町が池

田村と合併して以来、70年の節目の年となります。今定例会中の9月18日に記念式典を開催することとしております。昭和、平成から令和へと激動の70年間を振り返り、先人のまちづくりへの熱意と功績、歴史と伝統の重みに思いを致すとともに、このすばらしい若桜町を、次代の子どもたちにしっかりと引き継いでいく決意を皆様とともに共有する、そのような機会となりますよう祈念するものでございます。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第83号、議案第84号、議案第85号及び議案第86号、専決処分の承認について、でございますが、これは地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分をした案件について、同条第3項の規定により本議会に報告しご承認をお願いするものでございます。

はじめに、議案第83号 専決第7号の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございますが、これは新型コロナウイルス感染症が感染法上5類感染症に位置づけされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第84号 専決第8号の若桜町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第85号 専決第9号の若桜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、及び議案第86号 専決第10号の簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、でございますが、これらは、若桜町職員の給与に関する条例を改正した際、同時に改正されるべきところでございますが、改正漏れが判明をしたため、所要の改正を行うものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第5

議案第87号 令和4年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第88号 令和4年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第89号 令和4年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第90号 令和4年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第91号 令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第92号 令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第93号 令和4年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第94号 令和4年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第95号 令和4年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第96号 令和4年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第97号 令和4年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第87号 令和4年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。この決算は、歳入総額40億2,074万7,030円、歳出総額37億1,770万3,552円で、歳入歳出差引額3億304万3,478円となり、翌年度に繰り越すべき財源

を差し引いた実質収支額は2億7,389万8,078円となりました。

主な施策の成果について各費目別にその概要を申し上げます。議会費では、常任委員会及び各特別委員会で所管事項の調査研究がされております。

総務費では、移住定住事業で、住宅支援補助金を新たに創設したところ、利用された移住者もありますし、移住につながらない場合も移住の相談件数は増加しております。また、大阪で開催された相談会に参加して、対面での相談及びPRを再開したところであります。

地方創生事業で、若桜鉄道ブランドの浸透に向けた取組や集客力向上に向けた地方創生を推進し、また、因幡・但馬麒麟のまち圏域1市6町の自治体と連携して、観光関連事業を実施しております。

若桜鉄道対策事業では、施設の維持管理を行い、輸送の安全確保に努めるとともに、運行支援や利用促進を図っております。バス運行事業では、町内全域を対象とするドア・ツー・ドア型のデマンド交通の推進を図り、住民主体により運行する、高野・上高野地区の地域コミュニティタクシー「てご」が試験運行から有償運行へ移行しました。

次に、民生費では、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、生活困窮者自立支援、生活保護など、地域で安心して暮らすための各種福祉事業を実施しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯へ給付金を支給いたしました。

衛生費では、健康増進や維持のための体力づくり事業、インフルエンザ予防や肺炎予防などの予防接種事業、また、妊婦健診や乳幼児健診などの母子健診事業、肝臓がん検診をはじめとする各種がん検診や健康相談などを実施し、生活習慣病の予防や早期発見に取り組みました。

このほか、新型コロナウイルスワクチン接

種のための体制整備に取り組み、新型コロナウイルスによる重症化や感染を予防することに努めております。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払制度や多面的機能直接支払事業の実施により、農地の保全に努めております。また、がんばる地域プラン事業では、担い手の確保、米生産の維持に向けた町内生産者の有利販売の促進、エゴマを使った特産品開発やブランド化など、農業の振興を図っております。

有害鳥獣対策では、侵入防止柵の設置支援や、猟友会と連携して鹿やイノシシの積極的な捕獲を実施し、農作物被害の軽減や「わかさ29工房」の適正な運営に努めました。

林業では、林業団体の育成を推進し、知識や技術の習得及びグループ活動の助長を図り、また、若桜町産材の需要拡大をはじめ、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、民有林、町有林の保育事業の推進と林道、作業道の開設を推進し、素材生産の増加を図ってまいりました。引き続き、森林整備の推進により森林の有する多面的機能の維持、増進を図り、多様で健全な森林を次世代に引き継いでいく必要があると考えております。

商工費では、本町の商工業の発展のため、若桜町商工会への運営費補助や創業・開業促進支援等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少した地域内消費の活性化を図るための暮らし応援券事業、さらには、売上げが減少している中小企業等に対して事業の継続を支援するなど、中小企業の振興と住民の地域内消費を推進いたしました。

観光事業でも新型コロナウイルスの影響は大きく、多くの各種イベントは中止となりましたが、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用したGOGOバーベキュー事業の実施、また、氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会をはじめとした各種団体と連携して、Eバイク、グラススキーや子どもの遊び場を設けるなど、

イベントを実施して、グリーンシーズンの集客促進を展開しております。

土木費では、安全な交通基盤を確保するため、町道の維持管理、橋梁補修、新設改良、消雪施設の改良や水路改修などを行いました。また、住宅管理費では、町営住宅の修繕、公園費では、子どもたちが安全に遊ぶことができるよう、中之島公園の遊具の修繕工事や点検を行っております。

消防費では、消防団、自警団、自主防災組織への活動支援をはじめ、消防防災専門員を配置して各集落に出向き、防災への危機意識の醸成に努めるなど、安心・安全の暮らしを守る地域防災力の強化、災害に強いまちづくりのための環境整備などを行いました。

避難所につきましては、非常食や消毒用品などの消耗品、暑さ対策用にスポットクーラーを整備しましたし、災害時の情報収集の手段としてドローンを配備し、防災訓練時には、吉川、菴米集落の2か所から災害対策本部の役場まで、それぞれの映像を配信する訓練を実施しております。

また、防災行政無線（移動系）をデジタル化するための工事が完了し、町内全域での無線交信が可能となりました。

教育費では、ICTを効果的に活用した事業を行うため、教職員に対して支援するICT教育プランナー業務を委託しております。また、子育て家庭への支援として、入学祝い金や進級祝い金の贈呈、通学費助成、学園給食費の全額助成などを行い、保護者の負担軽減を図っております。

社会教育費では、PTA活動や青少年育成若桜町民会議への活動支援、放課後児童クラブなど、学校・家庭・地域が連携をして児童・生徒の健全育成を図っています。

公民館費では、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止した事業もありましたが、感染対策を講じて文化サークルや各イベントを開催して、生涯学習の機会を提供しました。

また、池田分館におきましては、生涯学習の拠点としてより利用しやすい施設とするために改修工事を行っております。

人権同和教育では、部落解放研究集会、小地域学習会、人権問題公開講座の開催、各県外研修会等に参加して人権意識の高揚を図りました。

文化財保護では、若桜鬼ヶ城跡からの景観向上のため、支障木の伐採を行うとともに、国史跡指定15周年を記念し、歴史的価値等を再認識する機会として講演会を開催いたしました。また、若桜宿重要伝統的建造物群保存地区の、まち並みに即した修理修景事業を行う所有者に対する支援や普及啓発に努めております。

「続編 若桜町誌」の編さんを進めるため、編さん室に職員を配置し、執筆原稿の内容を協議・監修・校正作業を行っておりまして、今年度末には完成する予定でございます。

保健体育費では、スポーツの振興を通して健康で明るいまちづくりを推進するため、各種スポーツ団体への支援、温水プールを活用した健康増進・体力づくりなどに努めております。

災害復旧費では、令和3年6月及び7月豪雨災害により被災した農地や農道、水路などの農業用施設、林道また町道の災害復旧事業を行っております。

公債費では、地方債の償還を行っておりません。

以上、令和4年度に執行した施策の概要を申し上げましたが、歳入では、町税、固定資産所在市町村交付金及び地方譲与税、森林環境譲与税が増額交付されましたが、地方交付税、指定寄附金及び繰越金などは減少となり、対前年1億9,628万円余りの減少となっております。

歳出では、物件費、公債費、繰出金などは増加したものの、可燃物処理施設建設負担金や積立金、また、投資的経費が大きく減少し

たことから、対前年2億5,268万円余りの減少となりました。

令和4年度の本町の財政健全化判断比率は、いずれの数値も国の示す基準以下となりました。実質公債費比率は18%以上で適正化計画を策定することとなりますが、3年間の平均値で7.9%と、前年対比0.7ポイント上昇となっております。これは、過去に実施した事業分の起債の元利償還が始まったことにより、前年と比較して公債費が増加したためであると分析しております。引き続きこれらの判断比率を注視しながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第88号 令和4年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入総額4億2,526万808円、歳出総額4億655万5,371円で、歳入歳出差引額1,870万5,437円となりました。

歳入では、財産収入繰入金及び繰越金で対前年200万円余り増額となりましたが、他の科目では全て減額となり、総額3,210万円弱の減額となっております。なお、現年度分の保険税の収納率は99.07%で、前年を0.5ポイント上回り、県内でも高い収納率を維持しております。

歳出では、国民健康保険事業費給付金を除く全ての科目で減額となっており、対前年2,992万円余りの減額となっております。

続きまして、議案第89号 令和4年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入総額6億5,581万4,683円、歳出総額6億364万4,503円で、歳入歳出差引額5,217万180円となりました。

歳入では、対前年200万円余りの減額となりましたが、これは、介護給付費等の減額に伴う国及び県支出金の減額及び一般会計繰入金の減額が主な要因です。

また、歳出につきましても対前年350万

円余りの減額となっております。これは、地域支援事業費及び基金積立金は増額となっておりますが、総務費及び保険給付費が大きく減額となったことが要因となっております。

次に、議案第90号 令和4年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入総額6,307万1,220円、歳出総額6,288万7,420円で、歳入歳出差引額18万3,800円となりました。

この会計は、被保険者の方に収めていただいた保険料を、鳥取県後期高齢者医療広域連合へ納付する会計であります。歳入においては、保険料と一般会計繰入金が主な財源で、このほかに繰越金、諸収入で構成しており、歳出において総務費、広域連合納付金、諸支出金を支出しております。

次に、議案第91号 令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は歳入歳出共に2億7,945万1,014円となりました。

主な事業は、若桜・赤松地区統合事業に係る新配水池築造工事、赤松地区加圧ポンプ場造成及び糸白見地区新水源ボーリング調査、菴米・湊見地区統合設計業務、水道施設修繕、漏水調査などで、安全で安定した飲料水の供給に努めております。

次に、議案第92号 令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入歳出共に1億5,538万7,599円となりました。

事業の概要といたしましては、公共下水道施設の農業集落排水事業との統合検討、処理場及びマンホールポンプの改築設計、若桜及び菴米浄化センターの維持管理や地方債の償還となっております。

次に、議案第93号 令和4年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入歳

出共に6,308万5,150円となりました。

事業の概要といたしましては、吉川及び池田中央地区浄化センターの維持管理のほか、地方債の償還を行っております。

次に、議案第94号 令和4年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入総額55万8,402円、歳出総額55万7,198円で、歳入歳出差引額1,204円となりました。事業の概要といたしましては、一般会計への繰出金と地方債の償還であります。

次に、議案第95号 令和4年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。この決算は、歳入歳出共に3万1,800円となりました。この事業は、財産区造成林地において森林の公益的機能の維持を図るため、森林整備センターと分収造林契約を締結した森林の整備を実施するものであります。令和4年度におきましては3者契約の締結により事業実施されておりますので負担金のみの予算執行となっております。

次に、議案第96号 令和4年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入総額6,384万5,176円、歳出総額5,447万9,900円で、歳入歳出差引額936万5,276円となりました。事業の概要といたしましては、スキー場の管理運営を円滑に行うため、リフト改修工事及び圧雪車の修繕などを行っております。

次に、議案第97号 令和4年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は歳入歳出共に45万7,512円となりました。この会計では、滞納となっている貸付金のうち、36万円余りを回収しております。

なお、貸付金の滞納額が8,558万円余りあることから、滞納者本人をはじめ、連帯保証人に対しても督促を行い、引き続き、貸付金の回収に取り組んでまいります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

本案の審議に先立ち、監査委員の審査意見報告を求めます。代表監査委員谷口秀昭さん。

代表監査委員（谷口秀昭）

失礼します。令和4年度若桜町歳入歳出決算・基金運用状況について、梶原監査委員と行った審査意見を報告します。

1 審査の対象、(1) 歳入歳出決算、ア 一般会計、令和4年度若桜町一般会計歳入歳出決算、イ 特別会計、①令和4年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算ほか、②から⑩番まで特別会計の歳入歳出決算です。

(2) 上記決算に関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、(3) 基金運用状況。

2 審査の方法、(1) 決算審査にあたっては一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、地方自治法第233条第1項の規定により調整されているか否かを確認、関係証拠書類等により計数の正確性を確認するとともに、関係当局の説明を求め、併せて、例月出納検査、定期監査等の結果を勘案し、予算の執行が的確に行われたかどうかについて慎重に審査した。

重点項目及び着眼点、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的であるか、また、財政運営が適切に行われているかを重点項目とし、次の項目を着眼点とした。

(ア) 違法又は不当な調定及び調定漏れはないか。(イ) 調定の時期及び手続は適正か。

(ウ) 収入方法、収入時期は適切か。(エ) 収入未済額及び不能欠損額は適正か。(オ) 滞納整理について努力が表れているか。(カ) 事務

事業の進捗状況は妥当か。(キ) 予算額に対して多額の不用額を生じているものはないか。

(ク) 予備費の充用、予算流用の理由及び額は適正か。(ケ) 委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適正か。また、検査、検収は確実に行われているか。(コ) 補助金、交付金、負担金等の支出の必要性、有効性、支払時期及び額は妥当か。また、精算報告は確実に行われているか。(サ) 繰越明許、事故繰越等の理由、金額及び手続は適正か。(シ) 用地購入費及び用地の賃貸借料は妥当な額か。(ス) 固定資産台帳を活用し、資産の適切な管理は行われているか。(セ) 前年度において指摘した事項について必要な措置が取られたか。

(2) 基金の運用状況審査にあたっては、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを重点項目とし、次の項目を着眼点とした。

重点項目及び着眼点、(ア) 基金の設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。(イ) 違法、不当な運用はないか。(ウ) 収支の計算は正確か。なお、各会計の決算概要は別紙のとおりである。

3 審査の期間、令和5年8月1日、2日、3日、4日、7日、8日、9日、10日の8日間。

4 審査結果の報告、各会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数と歳入歳出整理簿等関係諸帳簿・証書類を照合した結果、全ての重要な点において適正に表示されているものと認めた。

また、会計における残高は、預け入れ金融機関の預貯金残高等と符合しており、適正であると認めた。なお、基金における残高は、預け入れ金融機関の預貯金残高等と符合しており、適正であると認めた。

5 指摘事項、例月出納検査も踏まえ指摘事項はなし。

6 留意・検討を要する事項、事務事業の執

行に当たり、留意・検討を要する事項は次のとおりである。

(1) 財政運営の指標について、財政関係指標等の数値は次のとおりである。経常収支比率は88.3%で、前年度84.2%から4.1ポイント増加し、財政指数が硬直化している。これは、経常一般財源等歳入が約4,024万円減少したにもかかわらず、公債費、物件費、補償費等の経常経費充当一般財源等歳出が約6,295万円増加したことが主な要因である。

今後とも限られた財源の有効活用に努め、経常経費の抑制や既存事業の見直しを図るなど、これまで以上に簡素で効率的な行財政運営を意識され、指標となる70%台に向けた改善努力を望む。

(2) 各種税と使用料等について

① 町税ほか各種保険料等について、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税における現年度分の収納率は全て99.4%以上で、滞納繰越分を含めても92.3%となっており、これらは対前年で4ポイント減少しているが、町民税については現年度分及び滞納繰越分を含めても99.5%で、県内でもトップクラスであり、評価できる。

国民健康保険税現年度分の収納率は99.1%、滞納繰越分は14.8%、合計で93.1%、対前年0.3ポイント減少。介護保険料現年度分の収納率は99.9%、滞納繰越分は5.6%、合計で99.7%、対前年0.1ポイント減少。後期高齢者医療保険料現年度分の収納率は100.0%、滞納繰越分は80.0%、合計で100.0%、対前年変わらず。

また、不能欠損については固定資産税において14万円、国民健康保険税において3万4千円、介護保険料において10万1千円をそれぞれ実施された。引き続き滞納処分の強化を図り、滞納額の減少と徴収率の向上に向けて努力されたい。

②各種使用料と住宅新築資金等貸付金について、現年度分の徴収率は、農業集落排水使

用料は99.7%で対前年比0.3ポイント減少。改良住宅使用料は98.5%で対前年比2.2ポイント減少。町営住宅使用料は97.5%で対前年比1.4ポイント上昇。簡易水道使用料は99.4%で対前年比0.2ポイント減少。公共下水道使用料は99.2%で対前年比0.2ポイント減少している。

また、不能欠損については、下水道使用料において21万1千円を実施された。引き続き新たな滞納者を出さないという強い姿勢での効率的で積極的な未収金回収対策の取組が必要である。

また、住宅新築資金等貸付金の滞納額は8,558万4千円で徴収率は0.4%である。債務者別の回収計画に沿った取組と滞納額の減少に向けた取組を引き続き実施されたい。

(3) 地籍調査事業の推進について、当町の地籍調査は令和4年度末で調査対象面積145.16平方キロメートルのうち、調査済みとなっているのは5.19平方キロメートルである。進捗率は3.6%にとどまり、県内市町村で最下位となっている。

今後進捗率の向上を図るため、平野部と山林部を並行調査するために必要な人員体制と委託対応できる部分を検討中とのこと。人口減少や高齢化が進んでおり、立会がさらに困難になるため、早急に対応願いたい。

(4) 若桜鉄道対策事業について、若桜鉄道対策費として鉄道施設保守及び管理委託料を負担し続けている。令和4年度でラッセル車庫・検修車庫の修理工事などが行われた。改修された車両も老朽化により、整備のための部品入手も困難になりつつある。そのような状況を踏まえ、今後は鉄道車両の更新手続など計画的に取り組んでいただきたい。併せて、観光列車やリニューアルした若桜駅を生かし、アフターコロナに向けた若桜鉄道の新しい利用促進施策や活用法などを考え、交流人口、関係人口の確保に努められたい。

(5) ふるさと納税推進事業について、返礼

品の表示方法などを改善し、見映え向上とサイトの拡充により納税者数は増えたが、令和4年度の寄付額は2,068万1千円で前年比90%にとどまった。この要因は、人気返礼品の松葉カニ（県指定共通返礼品）が不漁によって需要期に長期間受付を中止したことと、若桜町の一部特産品に中止等が生じたことによると思われる。他ポータルサイトなどを参考にして、特徴のある返礼品の開発努力をされたい。

（6）基金の運用について、令和4年度末の基金残高は25億3,919万7千円あり、金融機関への定期預金0.002%から0.005%、普通預金0.001%で運用されている。直近では国債利回りは0.5%以上となっており、若桜町公金の管理及び運用に関する要綱に基づき、基金の10%程度でも国債等、リスクの少ない安全な債券運用をぜひとも検討されたい。

（7）まとめ、令和4年度一般会計の決算額は歳入40億2,074万円。歳出37億1,770万円。差引残額3億304万円で、繰越財源を控除した実質収支は2億7,390万円の黒字決算となっている。

また、特別会計10会計の実質収支額では、国民健康保険事業が1,871万円の黒字決算、介護保険事業が5,217万円の黒字決算、後期高齢者医療が18万円の黒字決算、索道事業が937万円の黒字決算、その他の6事業の実質収支額は0円となっている。これは、赤松団地造成事業、財産区造林事業、住宅新築資金等貸付事業を除く7会計が一般会計から繰入れを受けた結果である。

財政運営の実質公債費比率3か年平均は7.9%であり、0.7%上昇している。令和4年度の単年度では9.0%と、0.7%上昇しており、これは過去に実施した事業分の起債元金償還が始まったことで、元利償還金が前年より2,721万円増えた結果である。

また、将来負担比率が△の7.5%から1.8%と9.3%上昇した。これは、地方債現在高な

ど将来負担額は前年より4,239万円減少しているが、基準財政需要額参入など、充当可能財源が前年より2億3,394万円減少したためである。

今後、地方債残高の元利償還金が増加する一方、人口減少が進むことにより、基準財政需要額算定で交付税が減少することが予想され、実質公債費率や、将来負担比率も上昇する恐れがあるため、老朽化しているインフラの更新等大型事業を考える場合、将来にわたり必要な事業かどうかよく検討した上で、公債の発行と基金の取崩し等についてバランスを取っていくことが必要と思われる。

一般会計の歳出執行割合が84.9%で、翌年度繰越額が2億4,435万円計上されている。事業実施するにあたり、不測の事態があり、繰越しせざるを得ない案件と思われるが、今後予算計上について十分検討願いたい。

決算審査で各課等より提出された資料の課題については、今後早急に検討され、合理的かつ効果的な行政運営が行われるよう期待しております。以上でございます。

議長（山根政彦）

ただいまの審査意見報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

審査意見報告に対する質疑を終結します。

続いて、先ほど町長から提案理由の説明がありました議案第87号から第97号までの議案に対して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第87号から議案第97号までの議案については、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、

会期中に審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、本案は議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することに決定しました。

委員会条例第5条第1項の規定により、本会議終了後、決算審査特別委員会を議員全員協議室に招集いたします。

議事の都合により暫時休憩します。

(谷口秀昭代表監査委員 退室)

議長 (山根政彦)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6

議案第98号 令和5年度若桜町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長 (上川元張)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第98号 令和5年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,399万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,729万6千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。分担金及び負担金では、台風などの倒木の電柱等被害によるライフライン寸断を未然に防止する、ライフライン確保緊急対策事業事業者負担金200万円を、国庫支出金では、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金1,336万6千円をそれぞれ追加しております。

県支出金では、買物支援策として、買物環

境確保推進交付金を2,671万1千円、物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業補助金を23万2千円、景観支障木伐採財源として広域景観形成支援事業補助金を50万円追加するなど、その他の補正と併せまして総額2,856万2千円増額いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金を8,149万3千円減額いたしました。繰越金では、前年度繰越金として1億7,345万3千円を、諸収入では、雑入として土地転貸借料13万7千円をそれぞれ追加しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。総務費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金を858万円、庁舎等財産管理に3,955万5千円、買物環境整備対策事業に6,385万3千円、DX推進事業に361万2千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額7,926万6千円を追加いたしました。

民生費では、生活困窮者自立支援事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業や生活保護総務費など、複数の事業にわたり前年度実績に基づく補助金等の返還額を計上するとともに、地域福祉センター管理事業に86万1千円追加するなど、その他の補正と合わせまして総額1,835万3千円を追加いたしました。

衛生費では、定期予防接種、新型コロナウイルス対策事業や母子保健相談事業で前年度実績に基づく返還金を計上するとともに、健康増進事業に126万5千円、塵介処理対策事業に68万8千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額1,237万9千円を追加いたしました。

農林水産業費では、農業委員会に8万6千円追加するなど、その他の補正と合わせまして総額23万8千円を追加しております。

商工費では、若桜まるごとキャンペーン実施に係る費用として商工振興事業に3,044万4千円、道の駅管理事業に335万9千

円、キャンプ場等管理事業に135万3千円を追加するなど、その他の補正と合わせて総額3,768万1千円を追加しております。

土木費では、町営住宅の修繕等に係る費用として156万2千円を追加いたしました。消防費では、ライフライン確保緊急対策等として災害対策事業に266万4千円を追加するなど、その他の補正と合わせて323万6千円を追加しております。

教育費では、若桜学園内防火シャッター修繕等に係る費用として、若桜学園管理費に106万1千円、町誌編さん事業に86万5千円、生涯学習情報館運営事業に109万9千円を追加しておりますし、適応指導教室運営事業では、規模を縮小したため256万3千円減額しております。その他の補正と合わせて総額212万3千円を追加いたしました。

災害復旧費では、農業用施設災害復旧事業を37万9千円増額しております。なお、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、教育費におきまして、職員人件費を計上しております。また、予備費におきましては、新型コロナウイルス対策事業への財源更正として、3,122万2千円減額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第7

議案第99号 令和5年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第100号 令和5年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第101号 令和5年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正

予算（第1号）、議案第102号 令和5年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第1号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第99号 令和5年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,933万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億1,374万円とするものでございます。歳入につきましては、前年度繰越金に5,169万3千円を追加したことに伴い、財源不足を補うために繰り入れることとしておりました財政調整基金繰入金を1,236万円減額しております。

次に、歳出につきしては、介護給付費準備基金積立金699万8千円を、諸支出金では令和4年度の実績に伴う返還金として3,213万8千円をそれぞれ追加しております。なお、予備費において、歳入歳出総額の調整を行うため19万7千円増額しております。

続きまして、議案第100号 令和5年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。歳出科目簡易水道施設費で、委託料と工事請負費の間におきまして、予算の組替えを行うものであり、工事請負費を1,023万円減額し、委託料を同額増額しております。

続きまして、議案第101号 令和5年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を55万9千円とするものでございます。

歳入では、前年度繰越金に、歳出では一般会計繰出金にそれぞれ2千円を追加しており

ます。

続きまして、議案第102号 令和5年度若桜町索道事業特別会計補正予算についてでございますが、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ936万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,440万4千円とするものでございます。

歳入では前年度繰越金に、歳出では索道管理費積立金に936万6千円をそれぞれ追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第8

議案第103号 若桜町特別別医療費助成条例の一部改正について、議案第104号 若桜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第105号 若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第103号 若桜町特別医療費助成条例の一部改正について、でございますが、これは令和6年4月1日から18歳に達する日以降の、最初の3月31日までの間にある者を対象に医療費を無料とするため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第104号 若桜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部改正について、及び議案第105号 若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、でございますが、これは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時10分 散会